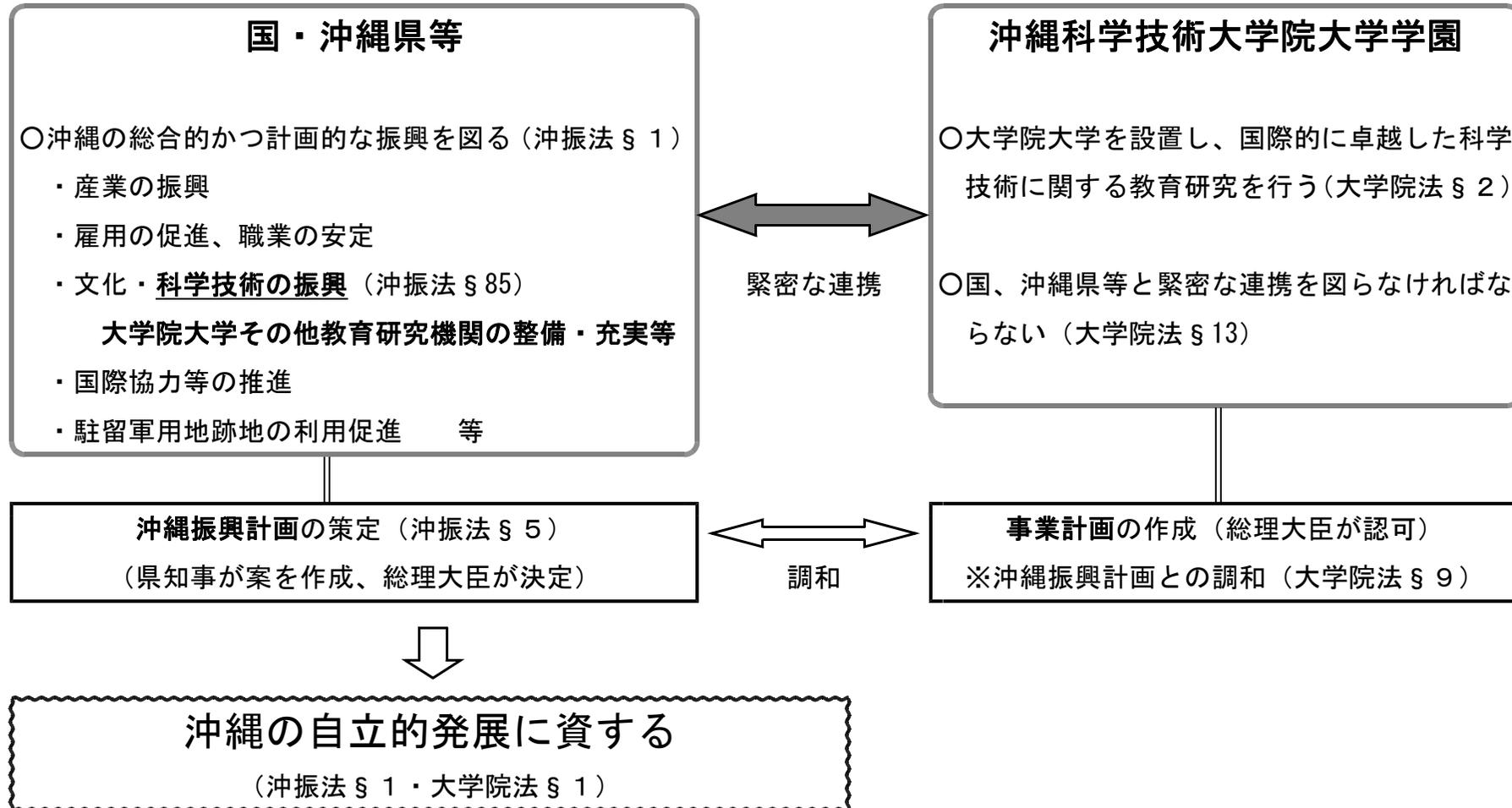


国・沖縄県等と沖縄科学技術大学院大学学園との関係（イメージ）



## 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

## （目的）

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

## （沖縄振興計画の決定及び変更）

第五条 沖縄県知事は、沖縄振興計画の案を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の沖縄振興計画の案に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、沖縄振興計画を決定する。

3 内閣総理大臣は、沖縄振興計画を決定したときは、これを沖縄県知事に通知するものとする。

4 前三項の規定は、沖縄振興計画が決定された後特別の必要が生じたことによりこれを変更する場合に準用する。

## （科学技術の振興等）

第八十五条 国及び地方公共団体は、沖縄における科学技術の振興を図るため、沖縄における研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、沖縄において、国際的に卓越した教育研究を行う大学院を置く大学その他の教育研究機関の整備、充実等必要な措置を講ずることにより、国際的視点に立った科学技術の水準の向上に努めるものとする。

## 沖縄振興計画（平成14年7月内閣総理大臣決定）（抄）

### 第3章 振興施策の展開

#### 3 科学技術の振興と国際交流・協力の推進

##### (1) 大学院大学等による科学技術の振興と学術研究・交流拠点の形成

科学技術は、21世紀の沖縄の社会経済を発展させる大きな原動力となるものである。科学技術から得られる知的資産の集積は、新たな技術革新を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化及び市場競争力の向上に寄与するとともに、医療・福祉、環境、食料・エネルギー問題の解決など、県民の生活全般にわたる質の向上につながる。

沖縄における科学技術の振興及び我が国の科学技術の進歩の一翼を担うため、また、アジア・太平洋地域さらには世界に開かれた中核的研究機関として、我が国の大学のあり方のモデルとなるような新たな発想を持った世界最高水準の自然科学系の大学院大学等を核とした大学、公的研究機関、民間の研究所などの教育研究機関の整備充実に努め、科学技術の集積を図る。

沖縄における学術研究・交流拠点の形成を目指し、琉球大学をはじめとする県内の大学、国及び沖縄県の研究機関等の整備や研究開発機能の充実強化を図り、これらの研究機関を軸としたIT、バイオ、環境、食品工業等の分野における研究開発を積極的に促進する。サンゴ礁保全やマングローブ研究、亜熱帯農業技術等、沖縄の亜熱帯特性を活用した研究開発を総合的に推進する。

また、国際的な地球環境情報の集積・発信拠点である国際海洋環境情報センター等を中核として地球環境、海洋気象等に関する研究ネットワークの整備を促進するとともに、独立行政法人国際農林水産業研究センター（JIRCAS）沖縄支所の研究施設を充実し、熱帯・亜熱帯作物の栽培・利用技術及び島しょ農業の環境管理技術に関する研究等を推進する。アジア・太平洋地域の国々が抱える地球規模の諸問題に関する学術研究と情報発信ができるアジア・太平洋地域の研究拠点の整備に向けて取り組む。

さらに、大学等の研究成果を産業や経済の発展に生かすため、これらの学術研究拠点と県内外の研究機関や関係団体との連携の強化を図るとともに、沖縄が有する資源や特性等を活用した産学官連携による共同研究開発を積極的に支援することにより関連産業の振興を図る。特に、産業技術総合研究所及び科学技術振興事業団においては、沖縄における科学技術の振興や産学官共同研究の成果の普及、情報提供等の支援を積極的に行う。

また、大学における研究成果の移転を行うTLOの創設を支援し、地域産業への速やかな技術移転を促進するとともに、大学の知的資産や大学で開発された技術を活用した大学発ベンチャーの創出を図る。

また、これらの研究成果については、国際会議の開催等を通して広く世界へ向けて発信する。

科学技術を担う人材育成や確保については、国内外を問わず広く研究者や学生の派遣・受入れや交流を積極的に推進するとともに、次代を担う子どもが科学技術への関心を高めるための施設整備の促進等、科学技術と親しむ機会の提供に努める。

# 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）（抄）

## （目的）

第一条 この法律は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。

## （学園の目的）

第二条 沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）は、沖縄において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学として沖縄科学技術大学院大学を設置し、当該大学において国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）とする。

## （事業計画）

第九条 学園は、毎会計年度の開始前に、内閣府令で定めるところにより、その会計年度の事業計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画は、沖縄の振興及び自立的発展に配慮されたものであるとともに、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画との調和が保たれるものでなければならない。

## （国及び関係する沖縄の地方公共団体との連携）

第十三条 学園は、沖縄科学技術大学院大学の運営に当たっては、国及び関係する沖縄の地方公共団体と密接な連携を図らなければならない。